

氷見市長 林 正 之 様

要 望 書

氷見市新保地区

このたびの市長へのご就任、誠におめでとうございます。

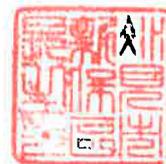
今後の市勢の発展へのご尽力を多いにご期待申し上げます。

さて、当地区では地域の農地所有者全員による「農事組合法人 新保営農組合」を組織化し、大規模圃場整備を実施、農地の集団化を図るなどし、地域住民が協力、住み良い地域づくりを目指し取り組んでいるところです。

現在、当地区では下記の事項にかかる課題を有しているところではありますが、地域のみでは十分な対応ができないこともあり、市当局の格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年4月26日

新保自治会長 谷川 清 一

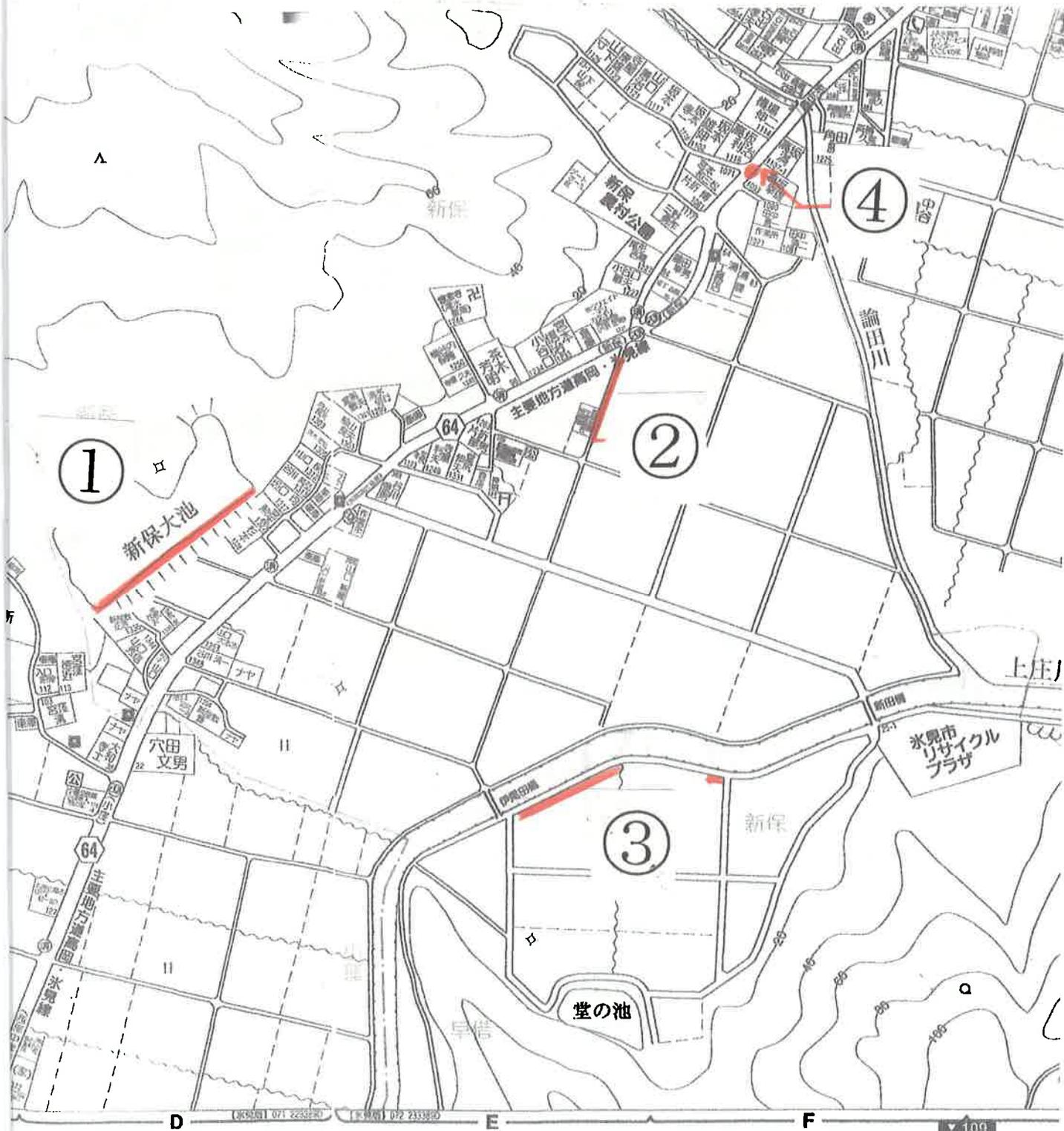


要 望 事 項

- 1 新保大池の農村地域防災減災事業による改修の採択について H29-009-001
- 2 市道のアスファルト舗装亀裂個所のオーバーレイ補修等の実施 H29-009-002
について
- 3 上庄川沿い道路の路側帯の簡易舗装等の実施について H29-009-003
- 4 カーブ・ミラーの再設置について H29-009-004

要望箇所図

- ① 新保大池の堤体の改修要望箇所
- ② 市道のオーバーレイ改修要望箇所
- ③ 路側帯の簡易舗装等要望箇所
- ④ カーブミラーの再設置の要望箇所



1 新保大池の農村地域防災減災事業による改修の採択について H29-009-001

当地区は、大規模圃場整備を実施、農事組合法人新保営農組合が主体となって集落の約 30ha の耕作を実施しているところです。

耕作に当たっては、新保大池と堂の池を主な水源としております。

しかしながら、新保大池(要望箇所図 ①)は、明治の初期に造成されたため池で、大変老朽化が進んでおり 2 箇所ある斜樋の底樋付近より、平成 21 年 12 月及び平成 25 年 10 月に漏水で堤体に大きな穴があき、市当局並びに氷見市土地改良区のご支援等もいただき応急工事により復旧を図り、活用してきているところです。

幸い、いずれの際も発見が早く、水抜き等も早かったので大きな堤体の決壊には至りませんでした。ため池直下の道路は小・中学生の通学路、速川、久目地区と市街地を結ぶ幹線道路となっており、また民家等もあることから万一の堤体の決壊を大変心配しているところです。

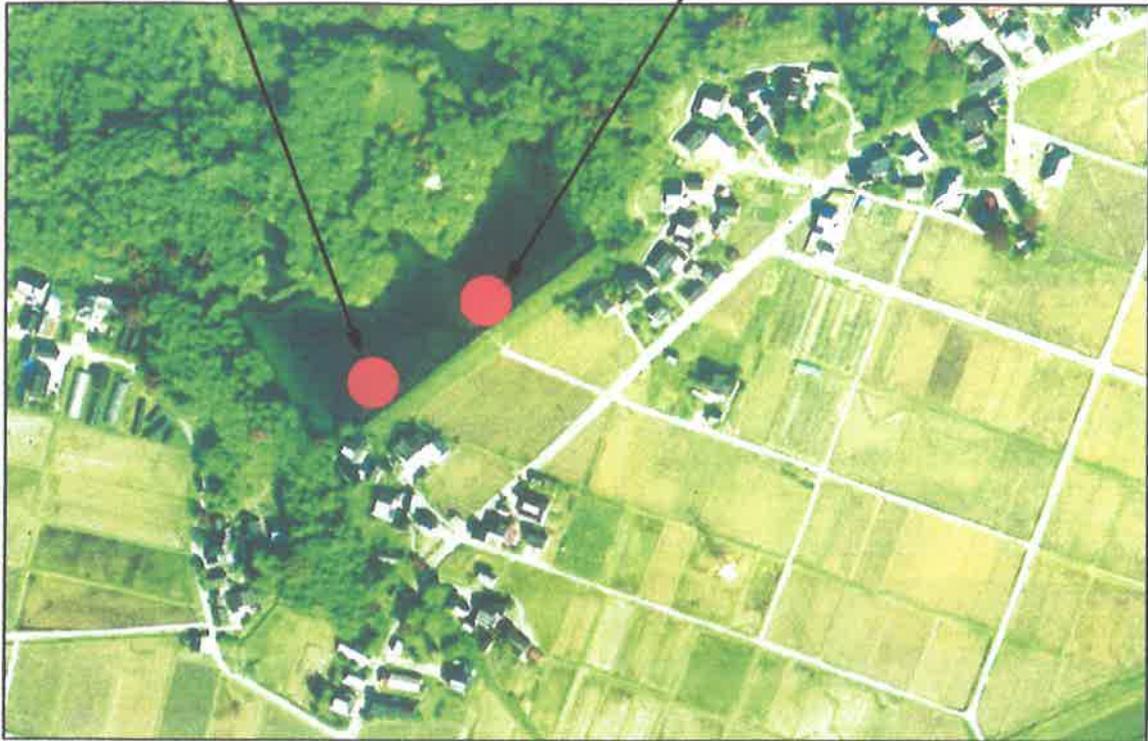
平成 27 年度には、堤体の強度等の調査を実施していただきましたが、ため池機能の維持、住民の安全確保並びに中山間地と市街地を結ぶ主要幹線道路の安全維持確保のためにも全面的な堤体改修工事が必要と考えております。

つきましては、新保大池の全面改修工事が早期に採択されますよう格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

現況

平成 21 年堤体破損

平成 25 年堤体破損



ため池に隣接して 10 軒以上の民家があり、直下の県道は通学路です。



斜樋の老朽化



堤体の崩れ

2 市道のアスファルト舗装亀裂個所のオーバーレイ補修の実施について

要望箇所図 ②においては、路面に亀裂が発生し窪地となり、雨天時には水たまりが発生するなどしております。

当該道路は、当地区住民のみならず、早借地区民等が市街地方面へ行く際にも利用する主要な道路です。交通の安全面、道路保全の保持の面からも早期にオーバーレイなどの修繕を実施していただきたくお願いいたします。



3 上庄川沿い道路の路側帯の簡易舗装の実施について H29-009-003

上庄川沿いの道路については、久目、速川地区住民が氷見上田工業団地等への通勤等に利用するなど主要な道路となっております。

当該道路の要望箇所③の箇所は路側帯が広く、これから夏場にかけては雑草が繁茂し見通しが悪くなること、隣接水田に対する害虫被害発生の温床となることなどから、当地区営農組合が水田畦畔の草刈りに併せ、年3、4回草刈りを行っているところです。

当該箇所では、消防団による放水訓練の場所として利用されることもあります。

つきましては簡易舗装等を講ずるなどの道路環境整備を実施していただきますようお願いいたします。



4 カーブ・ミラーの再設置について H29-009-004

主要地方道高岡・氷見線については、拡幅改良にご尽力をいただき、児童生徒が安全に通学できる歩道の整備された道路環境となりました。

しかし、要望箇所図 ④では、従来カーブ・ミラーが設置されておりましたが、道路改良の際に撤去されたままとなっております。

歩道が整備されたことで安全だとのことですが、車が歩道手前で止まっても石塀のため速川方面からの歩・車道の確認は困難な状況です。通学、通勤のあわただし中での安全の維持のため、従来通りのカーブミラーの設置を講じていただきますようお願いいたします。



歩道前での停車箇所
(速川方面の人・車が確認できない)



確認には歩道の半分まで
進まなければならない